



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社カオナビ

代 表 者 代表取締役社長 Co-CEO 佐藤 寛之
(コード：4435、東証グロース)

問 合 せ 先 取締役 CFO 橋本 公隆
(Email：ir@kaonavi.jp)

資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の資本金及び資本準備金の額を減少（以下「本減資等」といいます。）することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本減資等は、本株式併合（以下で定義します。）が 2025 年 5 月 22 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会（2025 年 5 月 22 日開催予定）」といいます。）において承認のうえ 2025 年 6 月 13 日付で効力が発生した後に、株主総会の決議を行い、本増資（以下で定義します。）により資本金及び資本準備金の額が増加することを前提として、2025 年 6 月 17 日付でその効力が生ずる予定です。

記

1. 本減資等の目的

当社が 2025 年 2 月 13 日に公表しました「キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.)（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所グロース市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注 1）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、当社の取締役が保有する譲渡制限株式（合計 35,900 株、所有割合：（注 2）0.30%）（以下「本譲渡制限株式」といいます。）及び本意見表明プレスリリース時において当社の第 2 位株主である、株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートが代表社員を務める合同会社 RSI ファンド 1 号（以下「リクルートファンド」といいます。）が所有する当社株式（2,460,000 株、所有割合：20.60%）の全部（以下「本売却予定株式」といいます。）を除きます。）を取得す

るための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、2025年2月14日から開始することを決定しました。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年3月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権
- ② 2018年3月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権
- ③ 2018年9月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権

なお、第3回新株予約権の行使期間は、本公開買付けに係る決済の開始日よりも前の日である2025年3月13日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在している第3回新株予約権は全て消滅したため、本公開買付けにおいては第3回新株予約権の応募の受付は行われなかったとのことです。

（注2）「所有割合」とは、（i）当社が2025年2月13日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社2025年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数（11,617,400株）に、（ii）2025年1月1日以降公開買付届出書提出日（2025年2月14日）までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社株式（132,000株）及び本新株予約権のうち、公開買付届出書提出日現在行使可能であった新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式の最大数（195,400株）を加え、（iii）当社2025年3月期第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（317株）を控除した株式数（11,944,483株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

そして、当社が2025年4月1日付で公表しました「キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者は2025年2月14日から2025年3月31日まで本公開買付けを行い、その結果、2025年4月7日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式8,718,072株を保有するに至りました。

また、当社が2025年4月18日に公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「4月18日付当社プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、公開買付者からの要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせした方針に従い、2025年4月18日開催の当社取締役会において、2025年5月22日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及びリクルートファンドのみとするため、当社株式820,000株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することといたしました。なお、本株式併合により、公開買付者及びリクルートフ

ファンド以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

さらに、4月18日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、本株式併合の効力発生を条件として、当社が実施する本売却予定株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施することにより、公開買付者のみが当社の株主となることを予定しております。

本自己株式取得にあたり、当社がリクルートファンドに対して交付する金銭の額は、本自己株式取得の効力発生日における分配可能額の範囲内でなければならないところ、本日現在の当社の分配可能額は、本自己株式取得の対価の総額を下回っております。そこで、当社と公開買付者との協議の結果、本自己株式取得に必要となる分配可能額を確保することを目的として、公開買付者による当社に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資（以下「本増資」といいます。）の方法によることを予定しているとのことです。）が実行されることを前提として本減資等を行うこととし、本減資等の効力発生後に本自己株式取得を実行することを予定しております。

なお、本減資等は、本株式併合について本臨時株主総会において承認されたうえで2025年6月13日付で効力が発生した後に、2025年6月17日付で効力が発生する予定です。また、本減資等は、株主総会決議により承認を得ることを予定しているところ、当該株主総会決議は、2025年6月13日に本株式併合の効力が発生した後に、当該時点の当社の議決権を有する株主である公開買付者及びリクルートファンドの書面による同意を得て行う書面決議の方法による予定であり、本減資等のために本株式併合の効力発生前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催することは予定しておりません。

2. 本減資等の内容

（1）資本金の額の減少

①減少すべき資本金の額

募集株式の発行により資本金の額が 4,309,920,000 円増加することを条件として
資本金の額を 5,422,370,892 円減少して 100,000,000 円とする。

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 5,422,370,892 円

（2）資本準備金の額の減少

①減少すべき資本準備金の額

募集株式の発行により資本準備金の額が 4,309,920,000 円増加することを条件として
資本準備金の額を 5,512,370,892 円減少して 0 円とする。

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 5,512,370,892 円

（3）本減資等の方法

会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、資本金の減少額

及び資本準備金の減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 本減資等の日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 5 月 13 日 (火)
(2) 債権者異議申述公告	2025 年 5 月 14 日 (水) (予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2025 年 6 月 16 日 (月) (予定)
(4) 株主総会決議日	2025 年 6 月 17 日 (火) (予定)
(5) 効力発生日	2025 年 6 月 17 日 (火) (予定)

4. 今後の見通し

本減資等が当社の業績に与える影響はありません。

以 上